

議案第1号

西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）について

西三河都市計画道路の変更について、別紙のとおり変更したいので貴審議会の意見を求めます。

令和3年5月19日

西尾市都市計画審議会長

提案理由

都市計画決定当時から、社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性を検証した結果、3・4・23号岡崎一色線及び3・4・354号吉田萩原線の一部区間を廃止する。

上述の変更及び3・5・27号萩原一色線ほか2路線の一部区間廃止（愛知県決定）に伴い、3・4・256号斉藤一色線ほか5路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものである。

# 西尾市都市計画総括図

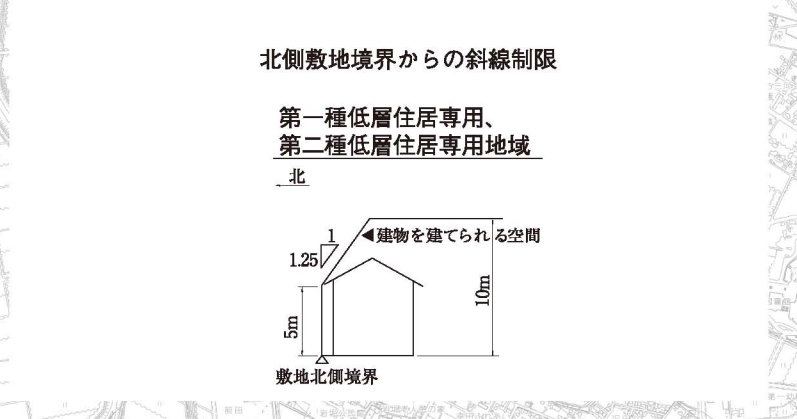
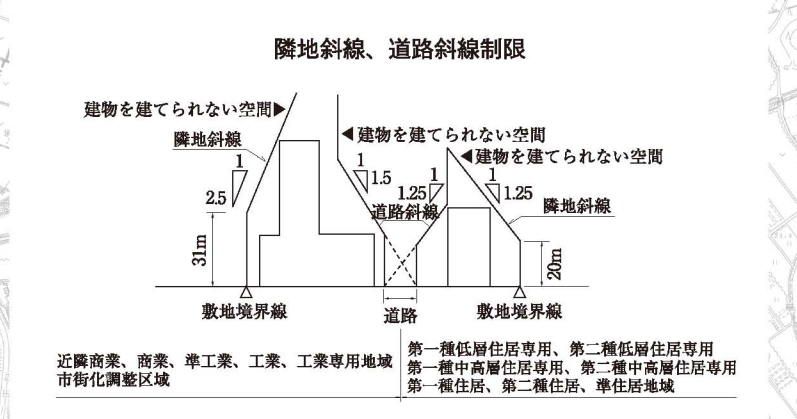


市街化区域 (当初)	昭和45年11月24日	愛知県告示第 922号
市街化区域	平成31年3月29日	愛知県告示第 218号
用途地域	平成31年3月29日	西尾市告示第 28号
高度地区	平成27年1月1日	西尾市告示第 1号
高度利用地区	平成23年12月24日	西尾市告示第 62号
防火等防火地域	平成22年12月24日	西尾市告示第 49号
道 (県)	平成26年9月26日	愛知県告示第 476号
道 (市)	平成24年11月30日	西尾市告示第 69号
都市高速道路	平成22年12月24日	愛知県告示第 775号
公 園 (県)	平成22年12月24日	愛知県告示第 761号
公 園 (市)	平成31年3月29日	西尾市告示第 14号
緑 地 (県)	平成24年2月24日	愛知県告示第 112号
公 園 (市)	平成22年12月24日	西尾市告示第 60号
ごみ処理場	平成23年12月6日	西尾市告示第 77号
土地区域整理事業	平成31年3月29日	西尾市告示第 26号
臨港地区	平成23年12月6日	西尾市告示第 76号
地区計画	令和元年10月31日	西尾市告示第 90号



### 凡例

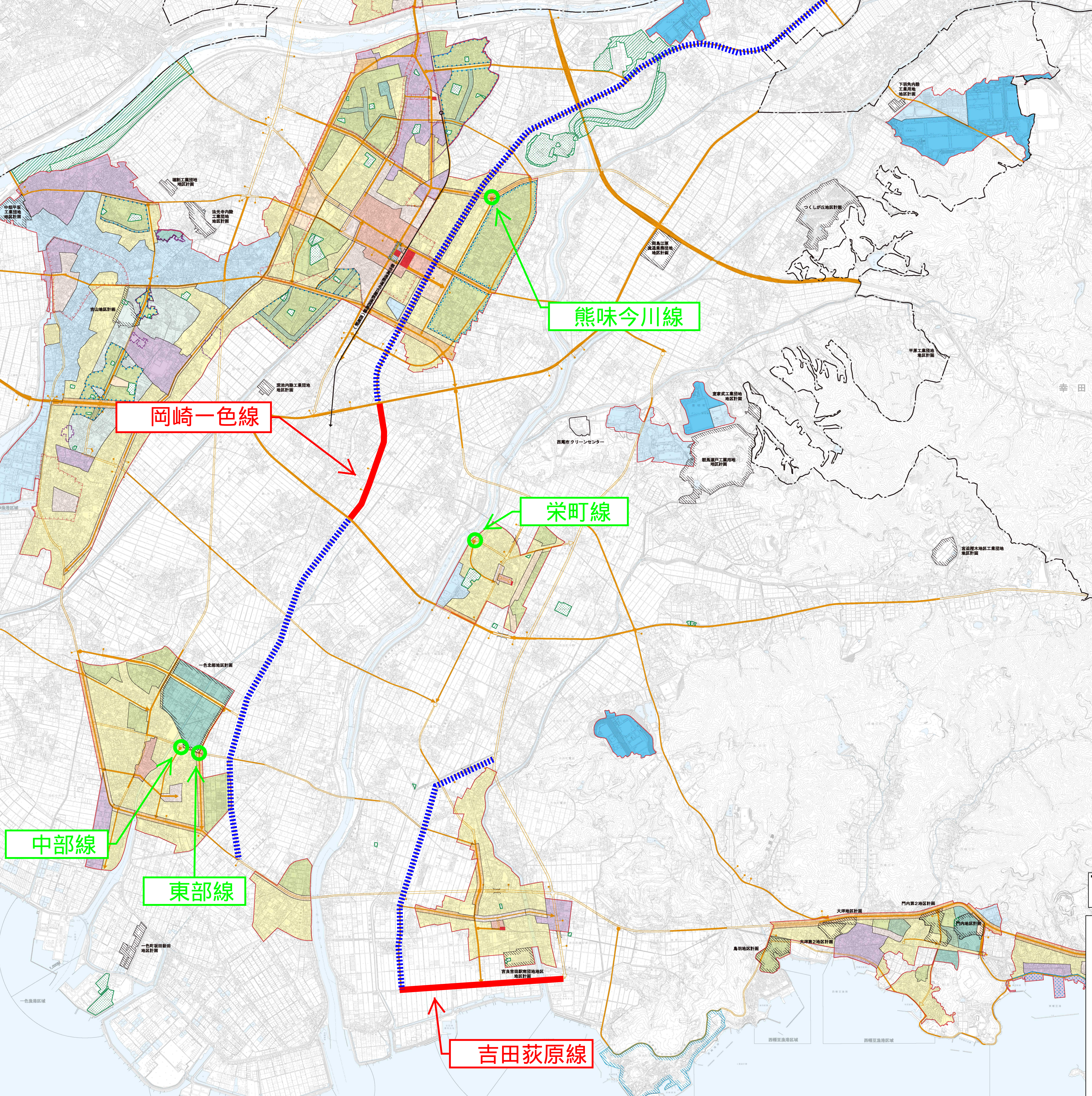
- 都市計画区域境界
- 市町村界
- 都市計画道路
- 新設防火地域
- 立体交差
- 立体交差(鉄道)
- 市街化区域界
- 都市高速道路
- 防火地域
- 防火地域
- 都市計画公園緑地
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第三種中層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 高度地区(第1種)
- 高度地区(第2種)
- 高度利用地区
- 地区計画
- 区画整理(都市計画決定)
- 区画整理(総合施工)
- 第一種建築線
- 第二種建築線
- 市街化調整区域境界線(斜線制限)



### 用途地域内の建物の高さ制限

用途地域	第一種低層住居専用		第二種低層住居専用		第三種中層住居専用		第一種住居		第二種住居		準住居		近隣商業		商業		準工業		工業		工業専用地域	
	高さ	制限	高さ	制限	高さ	制限	高さ	制限	高さ	制限	高さ	制限	高さ	制限	高さ	制限	高さ	制限	高さ	制限	高さ	制限
第一種低層住居専用	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m

- 建てられる用途
- 建てられない用途
- 1) については、一定高さ以上のものに限り建築可能。
- 2) については、当該用途に該当する部分が2層以下かつ1000㎡以下の場合に限り建築可能。
- 3) については、当該用途に該当する部分が500㎡以下の場合に限り建築可能。
- 4) については、当該用途に該当する部分が1000㎡以下の場合に限り建築可能。
- 5) については、用途地域別、用途地区により、建築物の高さの最高制限値が異なる。
- ※1 高度地区(第1種) 指定地区については、建築物の高さの最高制限値が(10m)。
- ※2 高度地区(第2種) 指定地区については、建築物の高さの最高制限値が(20m)。
- ※3 高度地区(第3種) 指定地区については、建築物の高さの最高制限値が(20m)。
- ※4 市街化調整区域については、容積率20%、建ぺい率60%等の規制。
- ※5 地区計画区域については、容積率60%、建ぺい率70%等の規制。
- ※6 市街化調整区域(一部)については、容積率60%、建ぺい率70%等の規制。



熊味今川線

栄町線

中部線

東部線

吉田荻原線

岡崎一色線

西尾市決定

一部区間廃止路線

廃止区間

交差箇所数等の変更

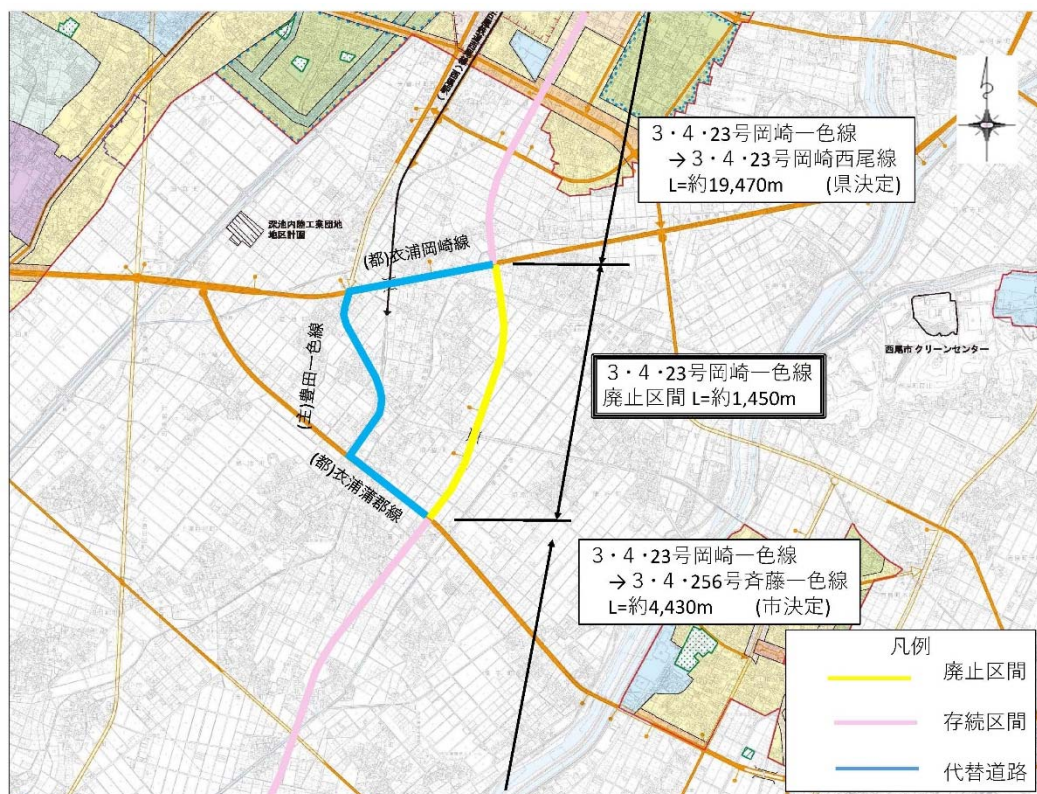


※留意事項  
この図面は、都市計画法に基づいて定められた都市計画のおおむねの位置・区域を表示したものです。

① 路線名：3・4・23号岡崎一色線

変更概要：西尾市細池町十良山地内から西尾市須脇町流地内まで約1,450mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、名称等を再編する。

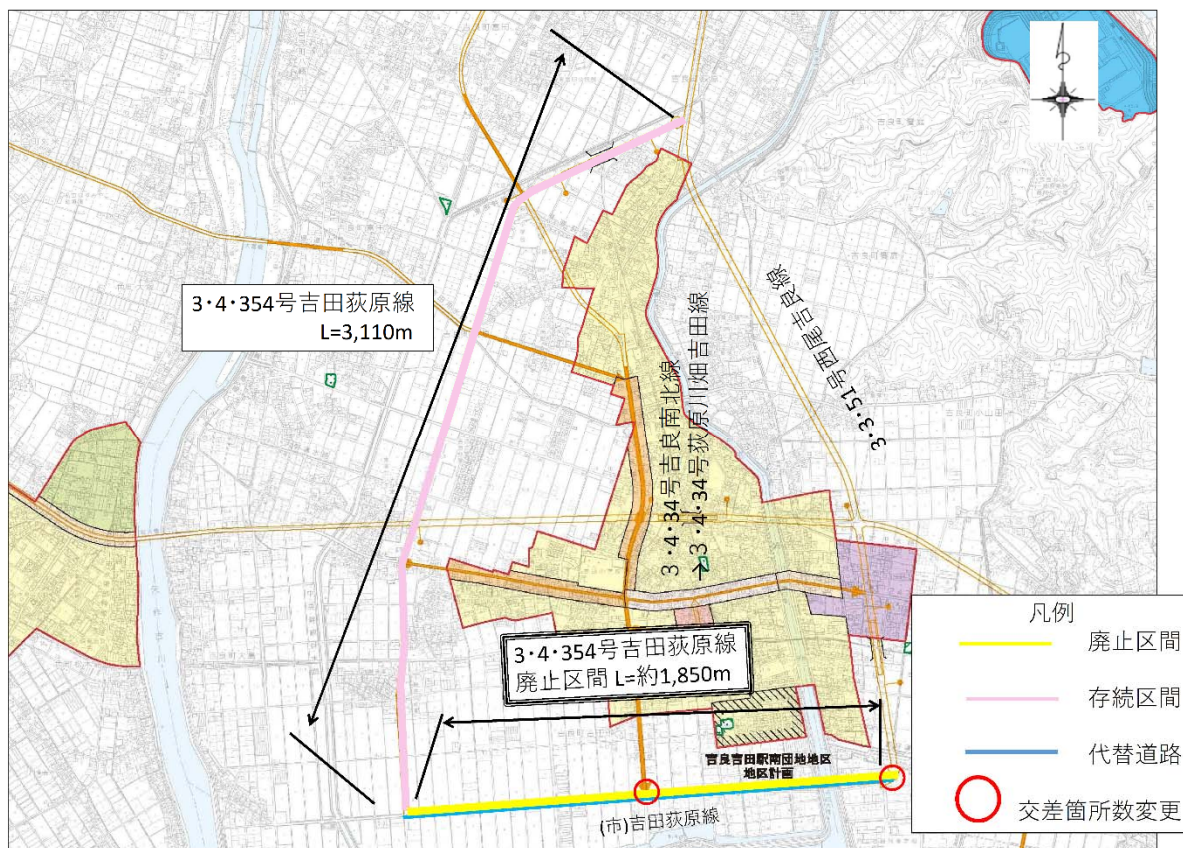
		新	新	旧
名称	路線名	岡崎西尾線(県決定)	斉藤一色線(市決定)	岡崎一色線
区域	延長	約19,470m	約4,430m	約25,350m



② 路線名：3・4・354号吉田荻原線

変更概要：西尾市吉良町大島梅田地内から西尾市吉良町白浜新田北切地内まで約 1,850m  
の区間を廃止する。

		新	旧
区域	延長	約 3,110m	約 4,960m



③ 路線名：3・5・253号熊味今川線

変更概要：3・4・52号西尾口線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、位置、一部区域及び構造を変更する。

		新	旧
構造	交差箇所	幹線街路と平面交差3箇所	幹線街路と平面交差4箇所

④ 路線名：3・6・303号中部線

変更概要：3・5・27号荻原一色線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、当路線の区間における幹線街路との交差箇所数を変更する。

		新	旧
構造	交差箇所	幹線街路と平面交差2箇所	幹線街路と平面交差3箇所

⑤ 路線名：3・5・304号東部線

変更概要：3・5・27号荻原一色線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、当路線の区間における幹線街路との交差箇所数を変更する。

		新	旧
構造	交差箇所	幹線街路と平面交差2箇所	幹線街路と平面交差3箇所

⑥ 路線名：3・5・352号栄町線

変更概要：3・5・74号木田吹貫線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、位置、一部区域及び構造を変更する。

		新	旧
構造	交差箇所	幹線街路と平面交差1箇所	幹線街路と平面交差2箇所

西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和 3 年 2 月	地元説明を実施
事 前 協 議	令和 3 年 2 月 2 5 日	
事 前 協 議 回 答	令和 3 年 3 月 2 5 日	
案 の 縦 覧	令和 3 年 4 月 9 日から 令和 3 年 4 月 2 3 日まで	縦覧者数：1 名 意見書提出：無
西 尾 市 都市計画審議会	令和 3 年 5 月 1 9 日	
知 事 へ の 協 議	令和 3 年 5 月 下 旬	以下予定
知 事 回 答	令和 3 年 7 月 中 旬	
決 定 告 示	令和 3 年 8 月 中 旬	